

# 青森県報

第四千七百七号

平成二十八年  
二月八日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 公衆浴場入浴料金の価格の一部改正…………… (保健衛生課) …… 一
- 理容師法による管理理容師の講習会の指定…………… (同) …… 一
- 美容師法による管理美容師の講習会の指定…………… (同) …… 一
- 特定行為業務の登録…………… (高齢福祉課) …… 二

### 公 告

- 特定非営利活動促進法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項の規定による公告…………… (県民生活文化課) …… 二
- 建設業者の許可の取消し…………… (県上北地域局) …… 三
- 公安委員会…………… (公安委員会) …… 三
- 役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格…………… (交通企画課) …… 三

## 告 示

### 青森県告示第八十号

平成九年七月十一日青森県告示第四百九十六号(公衆浴場入浴料金の価格)の一部を次のように改正し、平成二十八年三月一日から施行する。

平成二十八年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一中「四百二十円」を「四百五十円」に改める。

### 青森県告示第八十一号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定による管理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成二十八年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称  
東京都江東区有明三丁目七の二六
- 二 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 三 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成二十八年六月六日(月)、平成二十八年六月十三日(月)、平成二十八年六月二十日(月)の三日間の午前九時三十分から	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

- 三 受講対象者  
理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者
- 四 受講申込書の提出先  
宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八第一広瀬ビル七階  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター東北ブロック事務所
- 五 受講料  
一万八千円

### 青森県告示第八十二号

美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定による管理美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成二十八年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称  
東京都江東区有明三丁目七の二六  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成二十八年六月六日(月)、平成二十八年六月十三日(月)、平成二十八年六月二十日(月)の三日間の午前九時三十分から	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

- 三 受講対象者  
美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者
- 四 受講申込書の提出先  
宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八第一広瀬ビル七階  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所
- 五 受講料  
一万八千円

青森県告示第八十三号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十八年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	氏名又は名称	住所	事業所所在地	業務開始年月日	備考

〇三〇〇一 一三五	平成 二六・二・一	仁泉会法人	八戸市大 字河原 一〇太郎	訪問看護 ステーション うがみよ	八戸市大 字河原 一〇太郎	訪問看護 ステーション うがみよ	平成 二六・二・一	訪問介護
〇三〇〇一 一三六	"	仁泉会法人	八戸市大 字河原 一〇太郎	訪問看護 ステーション うがみよ	八戸市大 字妙字分 枝三一	訪問看護 ステーション うがみよ	"	介護予防 訪問介護

公 告

特定非営利活動促進法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項の仮認定をした次の特定非営利活動法人について、同法第六十一条第一号に掲げる事由が生じたことにより同条の規定により当該仮認定がその効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項の規定により公告する。

平成二十八年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称  
特定非営利活動法人あおもりNPOサポートセンター
- 二 代表者の氏名  
斉藤雅美
- 三 主たる事務所の所在地  
青森市松森三丁目三の一八
- 四 仮認定の有効期間  
平成二十五年一月十七日から平成二十八年一月十六日まで

平成二十五年一月十七日から平成二十八年一月十六日まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社棚澤塗装店
- 二 代表者の氏名 棚澤 俊夫
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市東十三番町三六の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一二五六四号
- 五 取消年月日 平成二十八年一月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十七年十二月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県警察本部長告示第六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において、役務の提供を受ける契約（安全運転管理者等講習（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十条の二第一項第一号に規定する講習をいう。）業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、令第六百六十七条の五第二項及び第六百六十七条の十一第三項にお

いて準用する令第六百六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成二十八年二月八日

青森県警察本部長 山 本 和 毅

競争入札参加資格

- 1 資格審査の対象となる者は、道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下「道交法施行規則」という。）第三十八条の三前段に規定する者で、県と役務契約を締結することを希望するものであって、次のいずれにも該当しないものとする。
  - (一) 令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
  - (二) 令第六百六十七条の四第二項各号（令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (三) 営業に関し許認可等が必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
  - (四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）
  - (五) 次に掲げる者に該当する者
    - ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）
    - イ 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店长、支店长その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者
    - ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用して、たことにし金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で

相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

工 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B又はCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の予定金額に対応する等級（二十万円以上にあつてはA、百五十万円以上二十万円未満にあつてはA又はB、百五十万円未満にあつてはA、B又はCをいう。以下同じ。）の格付にある者とする。

(一) 平均生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（純資産の部の合計額）

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三条第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO9001・14001）の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約の予定金額に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約の予定金額に対応する等級以外の等級の格付にある者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

平成二十八年二月八日から同月二十二日までとする。

ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りではない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（様式第一号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部交通企画課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（様式第二号）

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの）

貸借対照表、損益計算書

(四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）

法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民税（申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税）等全

ての納税証明書

(五) 許認可証等の写し

契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO認証取得登録証の写し

(八) 役員等一覧表（様式第三号）

(九) その他必要書類（道交法施行規則第三十八条の三前段の規定に係る審査に要するもの）

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(九)までの添付書類について外国語で作成されているものには日本語による翻訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による資格審査の結果の通知において指定する日から平成三十一年三月三十一日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（様式第四号）を、青森県警察本部交通部交通企画課を経由して、青森県警察本部長に提出しなければならない。

ただし、1から3までに係る事項について、その内容が登記事項に関するものである場合には、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表（様式第三号）を添付するものとする。

1 商号又は名称

2 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

3 代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成三十一年二月に予定している同年四月一日以降の期間についての資格審査の対象、資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。

様式第1号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約（安全運転管理者等講習業務に限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 希望する業務

役務の提供

2 希望する業種（複数業種記入禁止）

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

様式第2号

経営規模等総括表

区分 新規・継続

区分 役務の提供

審査値	格付

フリガナ 商号又は は名称	-----		代 表 者 名	
住所又は 所在地	〒		電 話 番 号	
主たる営業 の所在地	〒		F A X 番 号	
本申請の担 当者	部署名	担当者名	F A X 番 号	
希望する 業務	担当種別		電 話 番 号	
希望する 業務種	希望種別		F A X 番 号	
	役務の提供			

平均は 自己資本額	直前第2年度決算	直前第1年度決算	平均生産額	役 務
	①	②	(①+②)/2	
職 員 数	資本金(元入金)		計	人
	技術関係職員	事務関係職員		
営 業 年 数	流動資産( ) × 100 =		通 算 年 数	年
	流動負債( )			
障 害 者 雇 用 状 況	創 業 日	現組織変更日	営 業 中 断 期 間	有 ・ 無
	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ 年 月	
I S O 認 証 取 得	法定雇用率達成		障 害 者 雇 用 状 況 報 告 義 務	有 ・ 無
	有 (ISO9001)	又は ISO14001	無	

(注) 太枠の欄は記入しないでください。

(裏面)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

1	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
2	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
3	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
4	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
5	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
6	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
7	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
8	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
9	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
10	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
11	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
12	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
13	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
14	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
15	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭